

○ 公益通報の処理状況（令和5年度、全任命権）

(単位：件)

			受付件数	通報事実を確認した件数	うち職員の処分に至った件数	(参考) 前年度 の受付件数
内部通報	公益通報窓口又は通報相談員に通報されたもの	顕名通報	8(3)	2	0	7(0)
		匿名通報	3(0)	1	0	7(0)
	上記以外の窓口に寄せられたもの		2	0	0	1
	小計		13(3)	3	0	15(0)
外部通報	本市に処理権限のあるもの	顕名通報	4	4	0	5
		匿名通報	2	1	0	0
	本市に処理権限のないもの（他の行政機関を教示）		0	—	—	1
	小計		6	5	0	6
合計			19(3)	8	0	21(0)

(注) 1 () 内は、外部窓口の受付件数で内数です。

2 内部通報とは、本市の行政運営上の法令違反行為等を対象とする通報をいいます。

3 外部通報とは、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる 500 (令和6年4月1日現在) の法律（食品衛生法等）に規定する犯罪行為、法令違反行為で、本市が処分等の権限を有するものを対象とする通報をいいます。

(主な通報内容)

- ・ 勤務態度不良（勤務時間中の私的行為）に関するもの
- ・ 住居手当の不正受給に関するもの